

# 横浜市建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条に基づく

## 計画の認定に関する要綱

制定 平成 22 年 3 月 29 日 建建企 第 2417 号

改正 令和 6 年 3 月 29 日 建建防 第 3636 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 4 章に規定する建築物の耐震改修の計画の認定（以下「計画の認定」という。）に関する手続きについて、法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「省令」という。）、横浜市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成 26 年横浜市規則第 46 号。以下、「施行細則」という。）及び横浜市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則取扱要綱（平成 26 年 4 月 25 日建建企第 294 号。以下「施行細則取扱要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法、省令、施行細則及び施行細則取扱要綱に定めるところによる。

### (事前協議)

第 3 条 法第 17 条第 1 項の規定により計画の認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震判定委員会等の評価の申請をしようとする日の 30 日前までに、認定しようとする計画の内容に応じて、次の各号に掲げる書類により、耐震改修の事業の内容、法第 17 条第 2 項から第 10 項までに定める事項その他必要な事項について事前に市長と協議するものとする。

(1) 耐震関係規定に適合するものとして計画の認定を申請しようとするものは次のアからウの書類

ア 耐震改修促進法第 17 条の計画の認定申請事前協議票（第 1 号様式）

イ 省令第 28 条第 1 項の表の（い）及び（ろ）項に掲げる図書

ウ その他市長が必要と認める図書

(2) 国土交通大臣が定める基準に適合するものとして計画の認定を申請しようとするものは次のアからオの書類

ア 耐震改修促進法第 17 条の計画の認定申請事前協議票（第 1 号様式）

イ 申請に係る建築物の現地調査結果報告書、耐震診断結果報告書及び耐震改修後の耐震性向上を検討した報告書

ウ 既存建築物の建築確認等通知書及び検査済証の写し又はこれらに代わる書類

エ 省令第 28 条第 1 項の表の（い）項に掲げる図書

オ その他市長が必要と認める図書

2 前項に掲げる書類のうち、市長が不要と認めるものの全部又は一部を添えることは、要しない。

### (計画の認定申請)

第 4 条 計画の認定の申請は、省令第 28 条各項に規定する認定申請書の正本及び副本（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認又は同法第 18 条第 2 項の規定による通

知を要するものである場合は正本及び副本3部)並びに必要図書に、それぞれ次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 認定しようとする計画の内容に応じて、第3条第1項第1号又は第2号に掲げる図書
- (2) 耐震判定委員会等の評価書(国土交通大臣が定める基準に適合するものとして計画の認定を申請しようとするものに限る。)
- (3) 耐震改修促進法第17条の計画の認定申請概要書(第2号様式)
- (4) その他市長が必要と認める図書

(計画の認定通知書)

第5条 市長は、法第17条第3項に基づく計画の認定をしたときは、省令第30条に規定する認定通知書に申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

2 市長は、法第17条第3項第3号から第6号に掲げる基準等に適合するものとして、法第17条第3項に基づく計画の認定をしたときは、前項の認定通知書に当該計画の認定において適用する基準等を記載するものとする。

(建築主事への通知)

第6条 法第17条第10項の規定による建築主事への通知は、耐震改修の計画の認定をした旨の通知書(第3号様式)により行うものとする。

(計画変更の協議)

第7条 計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、認定に係る計画を変更(省令第32条に規定する軽微な変更を除く。)しようとする場合は、次に掲げる書類により、第3条を準用して事前に市長と協議するものとする。

- (1) 変更認定申請事前協議票(第4号様式)
- (2) 認定通知書の写し
- (3) 当該計画の変更に係る図書
- (4) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、前項に掲げる書類の全部若しくは一部を省略し、又は他の書類に代えることができる。

(計画変更の認定申請)

第8条 法第18条第1項の規定による計画の変更の申請は、第4条を準用する。

(軽微な変更)

第9条 認定事業者は、省令第32条に定める軽微な変更をしようとする場合は、速やかに軽微な変更届(第5号様式)を市長に提出するものとする。

(報告の徴収)

第10条 法第19条の規定による耐震改修の状況についての報告は、耐震改修状況報告書(第6号様式)により行うものとする。

(改善命令)

第 11 条 市長が法第 17 条第 3 項の規定による計画の認定を受けた建築物（以下「計画認定建築物」という。）に対する法第 20 条の規定による改善命令をする場合は、計画認定建築物改善命令書(第 7 号様式)により行うものとする。

(計画の認定の取消し)

第 12 条 法第 21 条の規定による認定の取消しは、認定取消通知書（第 8 号様式）により行うものとする。

(計画の認定申請の取下げ)

第 13 条 申請者は、法第 17 条第 3 項の規定による計画の認定を受ける前に当該認定の申請を取り下げようとする場合は、市長に認定申請取下届（第 9 号様式）を提出するものとする。

(名義等の変更)

第 14 条 認定事業者は、計画認定建築物の耐震改修工事が完了する前に建築物の名称又は認定事業者の代表者等に変更があった場合は、変更前の認定事業者と変更後の認定事業者が連署した名義等変更届（第 10 号様式）を市長に提出するものとする。

(工事の取止め)

第 15 条 認定事業者は、計画認定建築物の耐震改修工事を取り止める場合、耐震改修工事取止届(第 11 号様式)に認定通知書を添えて市長に提出するものとする。

(確認等を要する計画の手続き等)

第 16 条 計画認定建築物が建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知を要するものである場合の認定通知書交付以降の同法の規定に基づく手続きについては、建築主事へ行うものとする。なお、検査済証、同法第 7 条の 3 第 5 項又は同法第 18 条第 19 項の規定による中間検査合格証及び建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 11 条の 4 第 1 項第 5 号に規定する処分等概要書には、計画の認定によるものである旨、認定事項の内容等を記載するものとする。

(工事完了の報告)

第 17 条 認定事業者は、計画認定建築物の工事が完了したときは、耐震改修工事完了報告書(第 12 号様式)に次に掲げる図書を添えて市長に届け出るものとする。

- (1) 認定通知書の写し
- (2) 耐震改修工事の内容がわかる図書
- (3) 耐震改修工事の作業状況及び完成状況がわかる写真
- (4) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 2 及び横浜市火災予防条例（昭和 48 年 12 月 25 日条例第 70 号）第 73 条第 2 項の規定により消防署長の検査を要するものである場合においては、消防用設備等検査済証及び検査結果通知書の写し
- (5) 建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知を要するものである場合においては、同法第 7 条第 5 項又は同法第 18 条第 16 項に規定する検査済証の写し
- (6) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る建築物が計画の認定の内容に適合しているか検査を行い、適切でないと認める場合は、認定事業者に対し、その改善に必要な措置をとるよう求めるものとする。

(補足)

第 18 条 この要綱の実施に関し必要な事項については、別途建築局長が定める。

附則

(施行日)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、平成 22 年 4 月 1 日以降に計画の認定を申請するものについて適用する。

附則

(施行日)

1 この要綱は、平成 25 年 11 月 25 日から施行する。

(経過措置)

2 要綱第 3 条、第 4 条については、平成 26 年 4 月 1 日を施行日とし、それ以前については従前の規定によるものとする。

附則（令和 2 年 4 月 1 日建建防第 4748 号）

(施行日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 3 年 3 月 31 日建建防第 4945 号）

(施行日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 6 年 3 月 29 日建建防第 3636 号）

(施行日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

耐震改修促進法第17条の計画の認定申請事前協議票

(あて先)  
横 浜 市 長

次のとおり、耐震改修計画の認定について事前協議します。

申請者		氏名：	連絡先：	
		住所：		
事前協議者 (申請者と同じであれば不要)		氏名：	連絡先：	
		住所：		
敷地の地名地番				
建築物の概要	建築確認（計画通知） の年月日、番号	当 初	年 月 日 第 号	
		最 終	年 月 日 第 号	
	検査済証の 年月日、番号	当 初	年 月 日 第 号	
		最 終	年 月 日 第 号	
	建築物の名称			
	階数		地上	階・地下
	建築面積		m <sup>2</sup>	
	延べ面積		m <sup>2</sup>	
	構造		造 一部	
	用途		造	
事業の内容	工事種別(※1)		<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 耐震改修（増築・改築・大規模の修繕・模様替以外）	
	建築確認（計画通知）(※2)		<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	
	耐震診断の方法		<input type="checkbox"/> 財団法人建築防災協会による耐震診断基準（2次・3次） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	耐震改修計画の内容		<input type="checkbox"/> 壁増設 <input type="checkbox"/> ブレース増設 <input type="checkbox"/> 柱補強 <input type="checkbox"/> スリット <input type="checkbox"/> 外付け <input type="checkbox"/> 免震・制震 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	耐震改修工事の着手予定時期		年 月 日	
その他事項				
添付資料		<input type="checkbox"/> 現地調査結果、耐震診断結果及び耐震改修後の耐震性向上を検討した報告書等 <input type="checkbox"/> 建築確認通知書及び検査済証の写し等 <input type="checkbox"/> 付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図		

(注意)

- ・工事種別(※1)、建築確認（計画通知）(※2)欄は、建築主事(建築指導課)に確認してください。
- ・消防法に関する必要な事項を消防長(消防局指導課)に確認してください。

市担当者記入欄			
受付欄	決裁欄（決裁年月日： 年 月 日）		
	課	長	係
	備考欄		

## 耐震改修促進法第17条の計画の認定申請概要書

### 申請者等の概要

---

1 申請者

(1) 氏名

(2) 住所

---

2 代理人

(1) 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

(2) 氏名

(3) 建築士事務所名 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

(4) 所在地

(5) 電話番号

---

3 設計者

(1) 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

(2) 氏名

(3) 建築士事務所名 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

(4) 所在地

(5) 電話番号

---

### 申請建築物等の概要

---

1 建築物の名称

---

2 敷地の地名地番

---

3 規模・構造等 ( 申請部分 ) ( 申請以外の部分 ) ( 合計 )

(1) 敷地面積 ( m<sup>2</sup> )

(2) 建築面積 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )

(3) 延べ面積 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )

(4) 階数 地上 階 地下 階

(5) 構造 造 一部 造

---

4 建築確認（計画通知）の年月日、番号

（申請建築物） 年 月 日 第 号

（敷地内最終） 年 月 日 第 号

---

5 検査済証の年月日、番号

（申請建築物） 年 月 日 第 号

（敷地内最終） 年 月 日 第 号

---

6 その他

---

建 築 主 事

横浜市長 印

## 耐震改修促進法第17条の計画の認定をした旨の通知書

次の建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項に基づく計画の認定をしたため、第17条第10項の規定に基づき、建築基準法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付があったものとみなすことを通知します。

- 1 認定通知書番号 横浜市 指令第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 建築物の位置
- 4 建築物の概要
  - ①用 途
  - ②延べ面積
  - ③その他の事項

耐震改修促進法第17条の計画の変更認定申請事前協議票

（あて先）

横 浜 市 長

次のとおり、耐震改修計画の変更の認定について事前協議します。

申請者の氏名・住所・連絡先		TEL	
事前協議者の氏名・住所・連絡先		TEL	
敷地の地名地番			
建築物の概要	認定の 年月日、番号	当 初	年 月 日 第 号
		最 終	年 月 日 第 号
	建築物の名称		
	階数	地上	階・地下 階・塔屋 階
	建築面積	㎡	
	延べ面積	㎡	
	構造	造 一部 造	
	用途		
変更の内容			
変更の理由			
その他事項			
添付資料		<input type="checkbox"/> 認定通知書の写し <input type="checkbox"/> 当該計画の変更に係る図書	

（注意）

- ・消防法に関する必要な事項を消防長（消防局指導課）に確認してください。

市担当者記入欄			
受付欄	決裁欄（決裁年月日： 年 月 日）		
	課	長	係
	備考欄		



## 軽微な変更届

（あて先）

横 浜 市 長

認定事業者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定事業者の氏名又は名称

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条第 3 項の規定に基づき計画の認定を受けた次の建築物について横浜市建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条に基づく計画の認定に関する要綱第 9 条の規定に基づき計画の変更について届け出ます。

1 認定通知書番号 横浜市 指令第 号

2 認定年月日 年 月 日

3 建築物の名称

4 敷地の地名地番

5 変更内容

6 変更理由

7 その他

受付欄	(注意)
	1 2通作成してください。 2 認定通知書の写しを添えて提出してください。

## 耐震改修状況報告書

（あて先）

横 浜 市 長

認定事業者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定事業者の氏名又は名称

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づき計画の認定を受けた次の建築物について建築物の耐震改修の促進に関する法律第19条の規定に基づき耐震改修の状況について報告します。

- 1 認定通知書番号 横浜市 指令第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 建築物の名称
- 4 敷地の地名地番
- 5 報告事項
- 6 その他

受付欄	(注意)
	1 2通作成してください。 2 認定通知書の写しを添えて提出してください。

横浜市 指令第 号  
年 月 日

様

横浜市長 印

## 計画認定建築物改善命令書

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づき計画の認定を受けた次の建築物について建築物の耐震改修の促進に関する法律第20条の規定に基づき改善を命令します。

- 1 認定通知書番号 横浜市 指令第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 建築物の名称
- 4 敷地の地名地番
- 5 命令の理由
- 6 改善の措置
- 7 改善期限
- 8 その他

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

横浜市 指令第 号  
年 月 日

様

横浜市長 印

## 認定取消通知書

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づき計画の認定を受けた次の建築物について建築物の耐震改修の促進に関する法律第21条の規定に基づき認定を取り消しましたので通知します。

- 1 認定通知書番号 横浜市 指令第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 建築物の名称
- 4 敷地の地名地番
- 5 取消しの理由
- 6 その他

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 認定申請取下届

(あて先)

横 浜 市 長

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

年 月 日付で建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づき認定申請をした次の建築物について認定申請を取り下げたいので、横浜市建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条に基づく計画の認定に関する要綱第13条の規定に基づき届け出ます。

- 1 建築物の名称
- 2 敷地の地名地番
- 3 取下げの理由
- 4 その他

受付欄	(注意)
	2通作成してください。

## 名義等変更届

（あて先）

横 浜 市 長

届出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
届出者の氏名又は名称

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条第 3 項の規定に基づき計画の認定を受けた次の建築物について横浜市建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条に基づく計画の認定に関する要綱第 14 条の規定に基づき名義等の変更について届け出ます。

1 認定通知書番号 横浜市 指令第 号

2 認定年月日 年 月 日

3 建築物の名称（変更されている場合は変更後の名称）

4 敷地の地名地番

5 名義等の変更内容（変更するもののみ記入）

	変更前	変更後
認定事業者の住所又は 主たる事務所の所在地		
認定事業者の氏名又は名称		
建築物の名称		

6 その他

受付欄	(注意)
	1 2通作成してください。 2 認定通知書の写しを添えて提出してください。

## 耐震改修工事取止届

(あて先)

横 浜 市 長

認定事業者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定事業者の氏名又は名称

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条第 3 項の規定に基づき計画の認定を受けた次の建築物について横浜市建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条に基づく計画の認定に関する要綱第 15 条の規定に基づき耐震改修工事を取り止めます。

- 1 認定通知書番号 横浜市 指令第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 建築物の名称
- 4 敷地の地名地番
- 5 取り止めの理由
- 6 その他

受付欄	(注意)
	<ol style="list-style-type: none"><li>1 2通作成してください。</li><li>2 認定通知書の写しを添えて提出してください。</li></ol>

## 耐震改修工事完了報告書

(あて先)

横 浜 市 長

認定事業者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定事業者の氏名又は名称

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条第 3 項の規定に基づき計画の認定を受けた次の建築物について横浜市建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条に基づく計画の認定に関する要綱第 17 条の規定に基づき耐震改修工事の完了を届け出ます。

- 1 認定通知書番号 横浜市 指令第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 建築物の名称
- 4 敷地の地名地番
- 5 工事監理者  
[資格] ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
[氏名]  
[建築士事務所名] ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
[所在地]  
[連絡先]
- 6 工事施工者  
[氏名]  
[営業所名] 建設業の許可 ( ) 第 号  
[所在地]  
[連絡先]
- 7 工事完了年月日 年 月 日
- 8 その他

受付欄	(注意)
	1 2通作成してください。 2 要綱第 17 条第 1 項に掲げる図書を添えて提出してください。